

農の架け橋 地域と共に

— 白子町農業委員会だより NO. 26 —



令和元年12月
編集・発行/
白子町農業委員会

農業委員及び農地利用最適化推進委員を皆さんに紹介します。

「瑞穂の国 日本」白子農業を恒久に…

白子町浜宿 田邊正也さん（農地利用最適化推進委員）

秋色深くなる晴れた日、浜宿地区のハウスに伺った。赤緑に輝くトマトたちは、通過したばかりの台風にも負けず、誇らしげに空に向かって。「農業をやっている一番怖いのは、台風などの自然災害。でも、その自然の恩恵を一番享受しているのは、やはり農業。自然とうまく付き合い、作物に優しく語りかけていくことが大事。」と、語る田邊さん。妻 陽子さん とともに、水稻、トマト及び玉葱栽培を手掛けている。

若い頃は、茂原市内の会社に勤めながら父親と農業をしていたが、40歳を過ぎ一念発起、会社を退職し専業農家の道を選んだ。当時は、水稻のほか露地にてトマト、玉葱を栽培していたが、品質の向上及び安定的出荷を目指してトマトの施設化を展開、さらに養液土耕栽培を導入するなど、持ち前の熱心さで、合理化・省力化を図った。また、農協産直部会に長く携わり、農事組合法人 長生産直 初代表理事として、直売所「ひまわり」の設立に大きく寄与した。「あの頃は毎日がとても新鮮で一生懸命だった。一日一日がとても短くて、あっという間に時が流れた。」と当時を懐かしむ。また、田邊さんは、推進委員を務めるとともに、町選挙管理委員会委員長、文化財審議会委員としても務めており、現在も幅広い分野で活躍している。



『瑞穂の国 日本』白子農業も多くの魅力が詰まっている。若い担い手の人たちが安心して農業に取り組めるよう推進委員として頑張りたい。また、定年帰農者が土に親しむ環境づくりも考えていきたい。」と抱負を語ってくれました。「そして、これからも高糖度のトマトを作っていきたい。」この言葉の中に、白子農業への今までの熱い思い、これからを見つめる思いが感じ取れました。



【養液土耕栽培トマト これからも高糖度を目指す】



【特産品の「白子たまねぎ」の苗床 11月に定植】

『STOP ヤミ耕作!』農地の貸し借りは、正規の手続きを…

農家の皆さんへ「こんな農地はありませんか？」

- 昔から手続きをせずに農地を貸して（借りて）いる。
- 手続きをしてあるのかもわからない農地を貸して（借りて）いる。
- 親戚・知人に信頼だけで貸して（借りて）いるので、手続きをしていない。
- 転作・税金等の関係があるので手続きをしていない。
- 手続きが面倒くさいからヤミで貸して（借りて）いる。
- 農作業受委託であるのにもかかわらず、地主が相手方から賃借料をもらっている。
- 一度手続したにもかかわらず、再手続せずに、契約（貸し借り）期間が過ぎてしまっている。



○地 主

- ✓ 貸している農地を売りたいが、賃借人の同意が必要になるかもしれない
- ✓ 農地をいつ返してくれるか口約束だけでは不安だ
- ✓ 相続が発生したとき、その農地はどうなるのだろう
- ✓ 離作料を請求されたらどうしよう
- ✓ 農地を返してもらったとき農地法の許可が必要になるのでは

○借 り 手

- ✓ いつ地主から「農地を返してくれ」と言われるか不安だ
- ✓ 賃借料を支払っているから地主に文句は言わせない
- ✓ 地主が耕作できないので、ボランティアのつもりで耕作してやっているのに何が悪い
- ✓ 農地を遊ばせておくよりはいいだろう

➤ 農地の時効取得をご存知ですか？

○農地の賃借権の時効取得とは…

正規の手続きをせずに20年以上にわたって農地の貸し借りが行われていた場合、民法第163条（所有権以外の財産権の取得時効）により、賃借権を賃借人が取得することがあります。

その場合、いざ農地を売ったり、貸したりするときには、賃借人の同意が必要になったり、印鑑代（離作料）を請求される場合があります。裁判になると、膨大な裁判費用が掛かるうえに貴重な時間を費やすことになり、地主・賃借人双方にとって相当な負担を強いられることとなります。



そのようなトラブルをなくすために、農地の貸し借りは、正規の手続きで…

「農業経営基盤強化促進法」に基づく正規の手続きを行きましょう。

- ◆ 町または農業委員会、農地中間管理機構が仲介するので、安心して農地の貸し借りができます。
- ◆ 契約期間が終了すれば、離作料を支払うことなく、自動的に地主に農地が返ってきます。
- ◆ 要件に該当すれば、助成金制度の活用ができる場合があります。
- ◆ 手続きは非常に簡単で、町・農業委員会で行い、手数料等は一切かかりません。

農地に係る相談は、それぞれの地域の農業委員・推進委員、または、農業委員会事務局までお問い合わせください。

白子町農業委員会事務局 0475 (33) 2115